

平成 25 年 7 月 4 日

A 様

神戸市監査委員	櫻 井 誠 一
同	荻 阪 伸 秀
同	山 田 哲 郎
同	坊 やすなが

サンタ・マリア号の解体等に関する住民監査請求（通知）

平成 25 年 6 月 24 日付をもって受け付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 25 年 6 月 24 日付をもって受け付けた請求書によると、請求の内容は次のとおりである。

1 請求の要旨

(1) 復元帆船サンタ・マリア号（以下「当該帆船」という。）はスペイン政府が世界各国にコロンブス 500 年記念事業への参加を呼びかけたことをきっかけに、バルセロナ、ビューデス造船所において復元、建造され、学術実験航海としてバルセロナから神戸まで、3 万 5 千キロを航海してきた。平成 5 年より当該帆船を無償で譲渡された神戸市（以下「本市」という。）は、平成 5 年度からハーバーランドにおいて、平成 8 年度からはメリケンパークにおいて永久保存を前提に保存してきた。しかしながら、平成 16 年の補修を最後に、財政難を理由に永久保存を放棄し、事実上放置してきた結果、当該帆船の解体に着工しようとしている。

当該帆船は、平成 10 年にはメインマストの繊維強化プラスチック製への取替えなど大規模な補修工事を行った後、平成 16 年には再び大規模な補修を行い補修時には火災を発生させるという大失態まで犯している。本市における保存から 12 年という極めて短い期間に大規模補修を 2 回も行わなければならないという保守管理が社会通念上許容されるだろうか。その後、財政難を理由に永久保存を放棄し、事実上放置してきた。さらにある事か、解体業者ならいざしらず、なんら利益を得ない造船業者の名を用い、補修より解体撤去が望ましいなどという意見などから解体を 6 月 25 日に着工しようとしている。

船体の損傷は添付資料で見る限り、船体主要構造部への腐食・劣化は解体する必要が無いほど軽微であり、それをもって解体しなければ安全を担保できないとするのは間違いである。

解体する主張として、補修費用が 1 億 3 千万円との見積りを提示しているが、その見積りには約 900 万円の出張費と約 1230 万円の一般管理費という意味不明なものが計上されている。その他工費を含む他品目見積り内容においても再考が必要である。そもそも船舶登録は外し、帆船とはいえ陸揚げしている木造建造物の補修において、大部分については神戸市内建築業者で事足りる。

管理を怠り、結果、本来必要の無い大規模補修費を浪費、さらには必要の無い解体という不当な財産の処分は、解体費用を含め、今までの本来適切な保守管理に使われる市税において、市に大きな財政上の損害を与えている。

経年、適切な保守管理を怠り、事実上の補修の放棄等を行ってきたみなと総局の解体着手決定は、民法第 1 条第 2 項「信義則」にも違反している。

みなと総局が提示する造船業者による造船工学的な調査、検証、船体の顕著な損傷、劣化状況、安全確保等の情報の信憑性は甚だ疑問である。

自らが決定し所有権をもって解体と為す行為は、民法第 1 条第 3 項の権利の濫用にも抵触するものと考えられる。

(2) 求める措置

まずは解体すれば、二度と建造が不可能なことを鑑み、即時解体着工の中止を求める。

専門家による当該帆船の保存の為の意見を開示検証し、今までの保守管理記録とも照らし合わせ、不適切だった保守管理状況を明らかにした上で、当該帆船の原状回復後の保守管理計画及び活用計画を作成し経年の損失を補填する計画を立案することを求める。

大船渡など本市からの当該帆船の譲受け希望地への譲渡などにより、日西交流 400 年記念事業開催中、バルセロナ市神戸市姉妹都市提携 20 周年などを絡めた神戸市 P R によって、当該帆船の強力な情報発信力を利用し広報費用と換算し補填することを求める。

2 個別外部監査契約に基づく監査

木造及び帆船の保存という高度に専門的，複合的な観点から，当局による当該帆船保守管理記録の調査，及び船体の現状把握において，それらの信憑性を担保する為にも，ほぼ同一保存形態，同期間の木造帆船保守管理実績を持つ，宮城県慶長使節船ミュージアムのサン・ファン・パウティスタ号を管理運営，慶長使節船協会，腐食防止策を検討する研究部会の個別外部監査を求める。

第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は，普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために，執行機関又は職員の違法，不当な行為等（以下「当該行為等」という。）の予防，是正を図ることを本来の目的としている。また，請求を行うことができる期間は当該行為等のあった日又は終わった日から1年以内とされている。

本件請求についてみると，監査請求の対象となっている以下の2つの当該行為等の結果当該行為等のあった日又は終わった日から1年以内か，また，本市に具体的な損害が発生するかが問題となる。

1 本来必要の無い大規模補修費の浪費

請求書では「平成10年にメインマストの（中略）取替え」「平成16年には再び大規模な補修を行い」との記述があり，請求人が主張する当該行為等の発生から，既に1年を超える期間が経過している。地方自治法第242条第2項では，1年を経過したときも正当な理由があるときはこの限りでないとしているが，本件請求が1年を経過したことについて「正当な理由」の記述がない。

2 必要の無い解体という不当な財産の処分

請求書では「解体すれば，二度と建造が不可能な事を鑑み」「解体費用を含め，今までの本来適切な保守管理に使われる市税において，市に大きな財政上の損害を与えています」との記述がある。しかしながら，解体の中止を求める請求内容に鑑みると，無くなることによる財務会計上の価値が具体的に記載されていない。

よって，本件請求は地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。

なお，請求書中，先ずは即時解体着工の中止を求めるとの記述がある。その点に関して，6月25日に住民監査請求における回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるのかについて検討を行ったが，解体が違法であると思料するに足る相当な理由及び中止の必要があると認めるには至っていない。